NS ユナイテッド海運株式会社 奴隷及び人身取引に関する表明 2024 年度（仮訳）

NS ユナイテッド海運株式会社（以下「NS ユナイテッド海運」という）および NS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD.（以下「NSU UK」という）は、英国現代奴隷法第 54 条(1)に基づき、サプライチェーン上における奴隷労働及び人身取引を防止するため、2025 年 3 月期について、NS ユナイテッド海運および NSU UK の取締役会の承認を得て本声明を公表します。

ＮＳユナイテッド海運及び NSU UK を含むＮＳユナイテッド海運のグループ会社を総称し、「ＮＳユナイテッド海運グループ」と言います。

1．会社概要、事業内容、サプライチェーン概要

・会社概要

NS ユナイテッド海運グループは、東京に本社を置き、70 年以上に渡り世界の産業を支えてきたグローバル企業です。2025 年 3 月 31 日時点の NS ユナイテッド海運グループの連結決算対象会社数は 57 社、連結従業員数は 656 人です。また、NS ユナイテッド海運の 100%出資子会社として、NSU UK を含む計 5 社の海外拠点があり、従業員数は 32 人です。NSU UK は 1970 年に設立され、英国ロンドンに拠点を置いて活動しています。

・事業内容

NS ユナイテッド海運グループは、資源・エネルギー輸送を主力とする海運業（外航海運業と内航海運業）を中心に事業を営んでおります。NSU UK はサステナビリティを重視する欧州顧客との関係強化や環境に配慮した新規ビジネスの更なる獲得、並びに環境先進地域である欧州における情報収集を目的として運営しています。

・サプライチェーン概要

NS ユナイテッド海運グループは、海運業を中心に事業を展開しております。海運業のサプライチェーンは、船舶の設計・建造及び調達から、燃料油・船用品の調達、また港湾における荷役・オペレーションや、船舶の保守・処分まで、多岐にわたります。
https://www.nsuship.co.jp/ja/sustainability/manage/scm.html

・サステナビリティ推進体制

NS ユナイテッド海運グループは、2024 年 6 月に社長執行役員を委員長、全執行役員を委員とするサステナビリティ委員会を設立しました。本委員会は、人権、気候変動、生物多様性、非財務情報開示など、サステナビリティ全般の事項に特化し、取締役会に報告、提言を行ってまいります。

また、2025 年 3 月には、主に人権やガバナンスや、社内教育、非財務情報開示などを担当する ESG・内部統制チームを設立しました。人的資本経営を推進する秘書・人事チームや、環境負荷低減に取り組む環境保全推進チーム等、関連部署と連携し、奴隷労働と人身取引の防止をはじめとしたサステナビリティへの取り組みにおける実効性の向上に取り組みます。

2．奴隷及び人身取引等の防止に関する方針

NS ユナイテッド海運グループは、以下の方針等に基づき、NS ユナイテッド海運グループの事業活動およびサプライチェーン上においての奴隷労働・人身取引等、いかなる形の現代奴隷も一切容認しません。

・2006 年海上労働条約と国連グローバル・コンパクト

NS ユナイテッド海運グループは、船員の基本的な権利と理念を定めた 2006 年海上労働条約を遵守し、船員の労働や生活環境を向上すべく取り組んでいます。
また、NS ユナイテッド海運グループは、国連グローバル・コンパクトに参加しており 4 分野 10 原則を尊重しています。

・NS ユナイテッド海運グループの人権尊重の考え方

「企業行動規範」にて差別の廃絶・人権の尊重について記載しており、「各国・地域の法律を遵守し、人権を含む各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行います。」と明記しています。
合わせて「行動基準」にて NS ユナイテッド海運グループ役職員が守らなければならない基準として、人権の尊重について定めております。
https://www.nsuship.co.jp/ja/company/philosophy.html

その上で、「行動基準」に定められている人権を尊重することが企業として果たすべき社会的責任であるとの認識の下、「NS ユナイテッド海運グループ人権方針」を策定しております。
https://www.nsuship.co.jp/ja/sustainability/social/humanrights.html

・サプライチェーンにおける人権尊重の考え方

2024 年 8 月には、調達における人権尊重を含むサステナブル調達基本方針を策定し、また、2025 年 3 月には、サプライヤーの皆様にも人権尊重を含む当社サステナビリティの取り組みへの協力をお願いする調達先向けガイドラインを策定しました。
https://www.nsuship.co.jp/ja/sustainability/manage/scm.html

3．人権デューデリジェンス（以下、人権 DD）

NS ユナイテッド海運は、2023 年 8 月に、人権 DD 推進体制を構築しました。当社は、NS ユナイテッド海運グループの事業活動やサプライチェーン上における人権に対する顕在的または潜在的な負の影響を特定し、それらを未然に防止・最小化するための取り組みを継続的に実施していきます。また、NS ユナイテッド海運グループは、人権尊重の取り組みやその進捗に関する情報を、ホームページや統合報告書等を通じて適切に開示していきます。

なお、2024 年度の人権 DD の活動結果は以下のとおりです。

・人権 DD 推進体制の強化

当社の人権 DD 推進体制は、関連する取締役および執行役員をメンバーとする人権 DD 推進チーム、複数部署から成る人権 DD 事務局、また、外部の人権についての専門家から構成されており、それぞれ月に 1 回を目安として、人権方針に基づいて人権 DD を始めとする人権尊重の取り組みについて、相互

に連携して協議を行っております。また、半年に一度人権の取り組みに関する進捗状況について、サステナビリティ委員会を通じて取締役会へ報告を行い、報告結果を人権への取り組みに反映させています。

・人権 DD の継続・拡大

2024 年度は、当社日本人船員の海上勤務時の働き方に関する実態について、アンケートおよびインタビュー調査を実施しました。調査の過程で明らかになった人権リスクについては、安全管理グループにて、是正措置を検討、アクションプランを作成しました。

また、外国人船員やグループ全社員についても、既に実施しているアンケートに人権に関する設問を追加することで、人権 DD の対象に含めました。調査によって明らかになった人権リスクについては、それぞれ安全管理グループ、ESG・内部統制チームにて、アクションプランの作成、是正に取り組んでいます。

一連の取り組みについては人権 DD 推進チームが、モニタリング、評価を行っており、取り組みの進捗状況については、サステナビリティ委員会、取締役会に報告されます。報告結果については、是正措置に反映させていきます。

・サプライチェーンへの取り組み

2023 年度からは、船主との安全会議の開催を通じて、Well-being および人権の理解醸成に取り組んでいます。

今後は調達先を対象に人権を含むサステナビリティの取り組み状況に関する調査の実施にむけて検討してまいります。

・ステークホルダーエンゲージメント

人権 DD 事務局より、2024 年 6 月から 8 月にかけて、特定非営利法人経済人コー円卓会議日本委員会の主催するステークホルダーエンゲージメントプログラムに参加しました。プログラムでは、参加企業、NGO/NPO、人権に関する学識有識者等との様々な人権課題に関する議論を行いました。また、同プログラムに参加した運輸・物流企業各社とともに、UNEP FI（国連環境計画金融イニシアティブ）の人権ガイダンスツールを参考に「業界毎に重要な人権課題」に関する議論を行いました。

NS ユナイテッド海運グループは、人権の取り組みを進める上で、上記で得た知見を活用しながら、「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った体系的な取り組みを推進します。

4．リスク管理

人権に関するリスクについては、人権の観点から人権 DD 推進チーム、全社的なリスク管理の観点からは内部統制・コンプライアンス委員会、サステナビリティ全般の観点からはサステナビリティ委員会で協議を行い、それぞれ協議結果について取締役会へ報告を行い、NS ユナイテッド海運グループ全体のリスク管理体制の中で、対策・改善を推進してまいります。

5．有効性を評価するための指標

NS ユナイテッド海運グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に忠実に、人権尊重の取り組みを進めるため、外部専門家からの助言を定期的に受け、取り組みの各フェーズにおいての客観性と正当性の担保に努めています。

また、NS ユナイテッド海運グループの人権に関する取り組みの進捗を評価するための目標として、NS ユナイテッド海運グループの人権の基本的な考え方に関して理解している社員の割合および人権研修の受講率を重要業績評価指標（KPI）として設定しました。今後は KPI を活用した目標管理により更なる取り組みの実効性の向上に向けて、取り組んでまいります。

NS ユナイテッド海運グループは、奴隷労働や人身取引が NS ユナイテッド海運グループの事業やサプライチェーン上で行われていないことを確実にするために、今後も引き続き人権 DD の対象の拡大、是正措置の推進、救済体制の整備に取り組んでまいります。

6．教育・研修

NS ユナイテッド海運グループは、人権に関する理解を深めるために、全 NS ユナイテッド海運グループ社員を対象に、2024 年 9 月にグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの人権に関する動画教材を活用したウェビナーを開催しました。また、セミナー開催後に入社した社員に対しては、新入社員研修の一環として、同様にビジネスと人権に関するウェビナーを実施しております。

本声明は 2025 年 5 月 30 日に NS ユナイテッド海運株式会社および NS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD.の取締役会で承認されました。

2025 年 5 月 30 日
NS ユナイテッド海運株式会社
代表取締役社長 山中 一馬

Hiroyuki Tamagawa
Managing Director
NS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD.